

公認心理師の資格について

1. 公認心理師法の制定

心の健康の問題は、今日、人々の生活に係る重要な問題となっており、国民が安心して心理に関する支援を受けられるようにするために、国家資格によって裏付けられた一定の資質を備えた心理職が必要とされてきました。このような現状を踏まえ、公認心理師の国家資格を定めて、その業務の適性を図り、心の健康の保持増進に寄与することを目的に公認心理師法が平成29（2017）年9月15日に施行されました。

公認心理師法の施行に伴い、本学心理学専攻臨床心理学コースでは、公認心理師法施行規則第2条各号に規定する公認心理師になるために必要な科目を開設し、公認心理師を養成します。

2. 公認心理師とは

公認心理師とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいいます。

- (1) 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- (2) 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- (3) 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- (4) 心の健康に関する知識の普及を図るために教育及び情報の提供

3. 公認心理師のカリキュラム

| | 公認心理師法施行規則に定める必要な科目名 | 本学開講科目名 | 備考 |
|----|-------------------------------|--|---------|
| 1 | 保健医療分野に関する理論と支援の展開 | 精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開） | |
| 2 | 福祉分野に関する理論と支援の展開 | 児童臨床特論（福祉分野に関する理論と支援の展開） | |
| 3 | 教育分野に関する理論と支援の展開 | 学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開） | |
| 4 | 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 | 司法・犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開） | |
| 5 | 産業・労働分野に関する理論と支援の展開 | 産業・労働心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開） | |
| 6 | 心理的アセスメントに関する理論と実践 | 臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践） | |
| 7 | 心理支援に関する理論と実践 | 臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践） | |
| 8 | 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 | 家族療法・ブリーフセラピー特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践） | |
| 9 | 心の健康教育に関する理論と実践 | 心理教育特論（心の健康教育に関する理論と実践） | |
| 10 | 心理実践実習 | 心理実践実習Ⅰ 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ） | 450時間以上 |

【履修上の注意】

- ア. 修士課程修了までに、定められた1から10の必要な科目をすべて修得しなければならない。
- イ. 心理実践実習は、主要5分野のうち3分野以上の施設で実習を行うことが望ましい。ただし、医療機関（病院又は診療所）における実習は必須とする。
- ウ. 心理実践実習Ⅰは、修士1年次に履修する。
臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）は、修士2年次に履修する。

【履修前提条件】

大学院での公認心理師カリキュラムを履修する者は、大学において公認心理師法施行規則第1条各号に定める科目を履修した者とする。また、特例として、平成29（2017）年9月14日より前に大学に入学し、かつ、必要な科目を修めて卒業した者とする。

4. 公認心理師試験と受験資格等

本学大学院心理学専攻臨床心理学コースにおいて、公認心理師に必要な科目を修めて修了した者は、文部科学大臣及び厚生労働大臣が行う公認心理師試験を受験することができる。当該試験に合格した者は、公認心理師となる資格を有する。